

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 この需給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この需給約款実施前に、東京電力株式会社との需給契約により生じた料金その他の債権債務は、この需給約款実施の日において、当社が東京電力株式会社から承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、この需給約款の規定に準ずるものといたします。
- (2) 平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。